

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：大規模地震対策特別措置法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会
法令の定め： 大規模地震対策特別措置法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先： 車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課（係）又は方面本部交通課若しくは北海道警察本部交通規制課
問合せ先： 北海道警察本部交通規制課企画・許可係（電話011-251-0110）
備考：